

北海道の開発と自然保護についての感想

伊藤秀五郎

高度経済成長期に発足した従来の開発計画は、当時の国策に拠ったものであったから、開発至上主義に傾いていたきらいがある。その目標は、道の経済的發展と道民の生活向上にあるとしても、その結果において、公害の発生や、いちじるしい自然破壊をもたらすことは避けなければならない。今後の開発は、科学技術も経済活動も人間の幸福のためにあるという倫理観を基礎にしたものでなければならぬだろう。科学技術の追求や経済の成長は、不可避な人類の進行方向であって、あらかじめその結果は予測できないものであるとしても、「結果のいかんを問わず、進歩と発展は人類にとって、価値あるもの」という、現代の神話から脱却することが必要であると思われる。

最近、松下幸之助氏は、国土の二割の山を削って海を埋め立てるという、国土改造計画を提案している。その是非については、賛否両論あるが、もしかりにそういう方法による可住地域の拡大を計るとしても、その土地の利用方法が問題であって、従来のやり方をそのまま適用するのであれば、環境問題でやがて行きつまることは明らかである。現在必要なことは、

(一) 環境保全を重視すること。

(二) 調和のとれた安定した産業政策を確立すること。

——このことは世界の課題であって、資源に乏しいわが国にとつ

ては、その策定は困難な作業であることは避けられないが。——
(三) 価値観の転換による省資源政策と節度ある消費生活を目標とするであろう。

このことは、文明を産業革命以前の過去に引き戻すことではなく新しい文化の地平を切り開くことを意味している。このうち価値観の転換は、もっとも困難な問題であって、短時間でその実現は望めないが、この三者は密接に関連したものである。

社会の精神的荒廃も、また根深いものがある。それは、人命軽視の非人間的・反社会的行為と、社会の公共性と連帯性を無視した無責任な、放逸な生活態度に、もっともよく示されている。人間の尊厳は個人の自由によって保証されるが、いまは精神的荒廃によって人間の尊厳はいちじるしく傷けられている。これらの現象を精神的荒廃とみるかどうかは、人によって見解は相違するが、この現実には冷静に直視してその所以を反省しなければならぬ。たとえば山野の行楽は自由であるが、ゴミでところらわす汚して顧みないという不感症的心情も、社会生活のモラルの稀薄化した結果であるし、凶悪犯罪や交通事故の頻発なども、精神的荒廃現象の一環としてとらえるべきであって、現代における不可避の、道徳以前の問題とみなすべきではない。精神の健康と、生命の尊重と、生活の安定は、不可分のものだからである。



以上のような全国に共通な問題は、国の政策にかかわる問題であって、北海道の努力のみで解決することは困難だが、道が道民の生活の安定向上を第一義に考えるのであれば、道の政策の根柢はそこにおかれなければならないであろう。地方自治体の行政の範囲内でも、実現の可能な事柄は推進すべきである。つまり環境保全をじゅうぶんに考慮したうえの、効率的な産業政策を立てることが望ましい。このことは、わわれのように、第三者の立場で論評することは容易であるが、実行となるとたいへん困難を伴うことはいままでもないが、あえてその困難にとり組むことが、真の道民本意の行政というものである。すでにいろいろの機会に論じられていることで、とくに目新しいことではないが、その二、三についての私見を要約してみよう。

(一) 公正な専門家、有識者の研究や意見を尊重して、節度ある開発計画を実施すること。とくに生態学・地球科学の知識をじゅうぶんに活用して、長期展望にたった判断が緊要である。すでに提出された審議会の、環境影響評価の制度化についての報告も、その方向を指摘しているが、速急に具体化してほしい。人間は万能ではないが、公害は未然に防止するという基本方針を堅持し、事前審査ばかりでなく、事業開始後も、責任のある継続的チェックをおこなうべきである。

(二) 沿岸漁業、養殖漁の発展のために、河川・海水を汚染から防ぐ手段を講ずること。

(三) 森林行政については、高橋延清博士の所説は適切妥当なものであるから、これを林業政策の基本方針とすること。

(四) 将来を展望した北海道農業の根本政策を確立すること。稲作、畑作、牧畜の三経営および混合・経営も含めて、それぞれ安定した産業として定着するような基本方針は立てられないものである

か。

そして国の政策もそれに沿ったものに誘導するくらいの気概を、道の政策立案者に期待したいものである。将来も、国内の完全食料自給はおそらく困難であって、食料・飼料の相当量を輸入にまたなければならぬまいが、わが国の農業構造をどうするかは、いうまでもなく重要な国策の一つであり、農業と工業とをどのように両立させるかは、たいへんむずかしい問題であるが、従来のような、数年で変更される不安定な農業政策は克服したいものである。

(四) 都市と農村を問わず、健康な生活環境を確保する方策を強力にすすめること。自然を破壊し災害の原因となる無謀な宅地造成や、投機的山林原野の遊休化、過剰なゴルフ場、レジャー施設の造成制限など、適切な方途を講ずること。

(五) 学校・家庭・社会教育を通して、正しい自然観、自然愛護精神を涵養すること。自然は、道民、国民の共有の財産であり、たとえ私有地であっても後世への遺産として、美しい自然を残す責任がすべての国民にあることを普及し、常識化したものである。

(六) 青少年および一般道民の健康のための適切な、スポーツ・余暇施設を、計画的に道内各地域に建設すること。これらは設備が適切であるばかりでなく、その利用の仕方が大切である。一口でいえば、お祭り騒ぎではなく、落ちついてゆつくり楽しむ味わう慣習、心情を養うことが先決である。これは現状ではじつは困難な問題であろうが、これからの学校および社会教育の重大な課題である。

(七) 自然公園および公共施設、街路樹などの保存管理を適切にし、そのために必要なじゅうぶんの予算を投入すること。何が適切かということが大切であるが、この点については欧米の先例に学ぶ余地はじゅうぶんにある。

(静修短期大学長)